

当せん金付証券法第6条第6項の規定に
基づく再委託承認基準の公表

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第6項の規定に基づき、当せん金付証券の発売等の事務の再委託承認基準を次のとおり定め、平成25年2月1日以降の当せん金付証券の発売等の事務について適用する。

なお、3の(1)の規定は、特例民法法人についても、当分の間、適用する。

平成25年2月1日

○全国自治宝くじ事務協議会会長

東京都知事 猪瀬 直樹

○東京都知事 猪瀬 直樹

○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会会長

神奈川県知事 黒岩 祐治

○近畿宝くじ事務協議会会長

大阪府知事 松井 一郎

○西日本宝くじ事務協議会会長

福岡県知事 小川 洋

○栃木県知事 福田 富一

1 売りさばき及び当せん金品支払交付事務

- (1) 事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
- (2) 当せん金付証券法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) 事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ長期間にわたって宝くじの販売を継続する見込みがあること。
- (4) 事業者のうち、インターネット販売を行う者は、銀行その他政令に定める金融機関（これと連携する事業者を含む。）であり、販売等に使用するシステムを安定的に運営する高度の能力を有すること。
- (5) 宝くじの売場は、いつでも誰もが購入しやすい立地であり、相当の通行量、集客量があり、将来にわたって販売力が期待できること。

- (6) 売場の乱立により、過度な販売競争等弊害が生じる恐れがないこと。
- (7) 新たに日本郵便株式会社又は郵便貯金銀行へ再委託する場合には、当該申請に係る郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所は、郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所以外に売場のない市町村に所在するものであること。
- (8) その他、宝くじの販売を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

2 数字選択式宝くじ専用のオンラインシステムの運営に関する事務

- (1) システムを運営する者は当該システムを安定的に運営する高度の能力を有すること。
- (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) その他、専用のオンラインシステムの運営を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

3 社会貢献広報関係事務

- (1) 宝くじの健全な発展のための社会貢献広報を行うことを目的とする公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人であること。
- (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) その他、宝くじの社会貢献広報を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

4 その他の再委託事務

その他の再委託事務の承認に当たっては、1の基準を準用する。

[平成 25 年 2 月 1 日 官報 (号外第 20 号)]